

# 緑化推進運動の取組

## ～鎌倉みどりのレンジャーのボランティア活動～



NPO法人鎌倉みどりのレンジャー 理事長  
山内 政敏

### 1 はじめに

NPO法人鎌倉みどりのレンジャーは、鎌倉市内の公園・緑地の管理・保全や緑化啓発等の活動を通じてみどり豊かなまちづくりのボランティア活動を展開しています。当会の公園管理の活動や、国指定の史跡における緑地整備などについて、どのような経緯で実施することになったのか、さらに、今後みどりのボランティア活動を継続するための課題をどのように考えているのかをご紹介します。

### 2 鎌倉市の緑行政とNPO法人鎌倉みどりのレンジャーの生い立ち

#### 2.1 鎌倉市「緑の基本計画」と「鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱」

鎌倉市では、昭和41年の古都保存法の制定以降、旧市街およびその周辺部において歴史的風土保存地域、歴史的風土特別保存地区は、指定と指定エリアの拡大が行われましたが、古都保存法が適用されない市内内陸の丘陵部では宅地開発が広がり、昭和40年代および50年代を通じて市域全体にスプロール化が進行して緑地が減少しました（図1参照）。さらに昭和60年代はバブル経済により投機的な開発も行われました。こうした開発から緑の保全を要求する市民運動が高まり、それを受けて、平成元年の市議会において、「三大緑地に対する基本方針」が表明され、同8年に「緑の基本計画」が策定され、その翌年には「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」が制定されました。

平成8年の「緑の基本計画」に基づく施策は、保全すべき緑地をどう「確保」するかに重点が置かれていましたが、それとともに、保全すべ

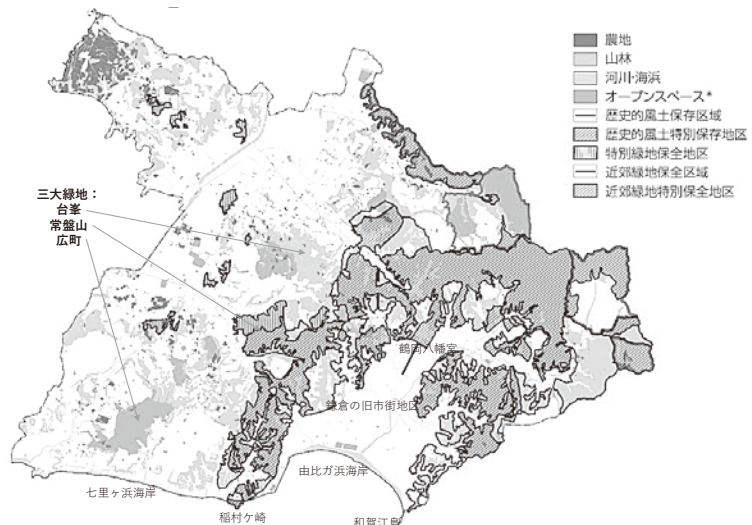
き緑地の維持・管理を、市民を巻き込んで行うという、「市民との連携」の方針が含まれていました。これに基づいて市民参画による公園・緑地などの良好な環境づくりと緑化の推進を図る施策の一つとして、鎌倉市みどり課では、同8年に「鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱」を制定して、「緑のレンジャー・シニア」講座の運用を開始しました。

その後、「緑の基本計画」は、「緑の量の確保（保全すべき緑地の確保）」から「緑の質の向上（鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り後世に伝える）」という時代の要求の変化や、東日本大震災の影響によるグリーンインフラの整備などを反映してこれまでに4回の改訂を重ねました。

#### 2.2 「緑のレンジャー」講座修了者の自主活動から「NPO法人鎌倉みどりのレンジャー」の設立へ

令和4年の「緑の基本計画」の改定においても、緑を取り巻く課題の一つとして「民間

図1 鎌倉市における緑の保全（平成23年）



三大緑地のうち、「台峯」は鎌倉中央公園（オープンスペース）に隣接するエリアで、山林と区分されている。令和2年から山崎・台峯緑地として部分的に公開されている。「常盤山」は南斜面が歴史的風土特別保存地域、北側が特別緑地保全地区に指定されている。「広町」は都市林として公開された。この図ではオープンスペースと区分されている。  
（図の典拠：鎌倉市都市マスタープラン 平成27年9月）

や市民との連携強化」、「担い手の育成」が掲げられており、市民の人材の育成を図る「緑のレンジャー制度」が、施策として引き継がれています。講座の修了者は地域の緑の管理ボランティアの指導者としての役割を果たすことが期待されましたが、1年間で10回の講習では知識も技術も不十分だったため、平成8年度の第1回目の講座修了後に修了者による任意団体「かまくら緑のレンジャー」が組織されました。これが当会の礎となりました。

この任意団体の活動に対しても、人材育成を補完するものとして、市からの積極的な支援があり、技術研鑽のための活動場所、必要な機材の購入、技術指導の実施、機材保管施設の提供が行われました。平成20年に、鎌倉市から鎌倉市公園協会に「緑のレンジャー・シニア」の講座運営が委託され、任意団体への活動支援も全面的に移管されました。自主活動への支援に対しても緑化啓発の予算化が行われた結果、公園協会が指定管理を受けた公園での活動場所や道具の提供、実技の指導のための専任講師の派遣などが充実、自主活動の内容も多様化し、技術も向上してきました。レンジャー講座においてもシニア講座の修了式では任意団体への入会を勧誘するための活動内容説明の時間が割り当てられました。これにより、毎年数名の受講修了者が入会し、自主活動の会員数の維持と活動の継続につながりました。

一方で、市との直接の交渉が薄れたことにより自主活動の方向が少なからず独善的となり「協働して緑の保全を図り、市民の啓発のための中核的な活動を行う」という市民活動・ボランティア活動の理想から乖離した時期がありました。新たに参画したメンバーを中心に運営方針の修正が行われ、さらに、市民に広く開かれたみどりのボランティア活動団体としてのNPO法人化の機運が高まり、平成27年4月に「NPO法人 鎌倉みどりのレンジャー」の登記・設立を行いました。

### 3 活動の広がり と 鎌倉市の市民活動支援制度とその活用

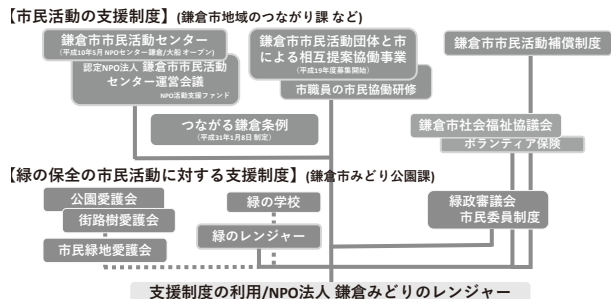
#### 3.1 史跡協働管理事業

NPO法人設立以前の自主活動では、公園協

会から派遣される専任講師の指導による月2回の活動が定例化しており、こうした活動で事故が発生した場合には、公園協会の活動における傷害保険、賠償事故の補償保険の適用を受けるといった枠組みのもとで実施されてきました。

NPO法人設立年の7月に「鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業<sup>\*4</sup>」のプログラムによる市の文化財課からの提案「史跡協働管理事業」に応募して実施が決定され、翌年の平成28年4月から史跡協働管理事業がスタートしました。この事業では、活動時の保険について「鎌倉市市民活動補償制度<sup>\*5</sup>」を適用することになっていました。これによって同制度が当会の活動全般についても適用可能であり、従来の自主活動の範囲を超えて活動の企画と実施が可能であることが認識されました。また、この事業に向けて、鎌倉市市民活動センター運営会議によるNPO活動支援ファンドを利用して、史跡の緑地整備で使用する刈払機の購入資金の一部を得ることもできました（表1参照）。

表1 鎌倉市における市民活動の支援制度（令和4年）



#### 3.2 常盤山県有緑地における竹林整備と大船フラワーセンターの植物管理事業

鎌倉3大緑地の一つである常盤山は、東西に尾根が走り、その尾根のエリアと南側斜面は歴史的風土保存特別地域に指定されて、神奈川県が買い上げました。それが常盤山の県有緑地（通称）です。その南斜面の裾のいくつかの谷戸は、国指定の史跡「北条氏常盤亭跡」として市文化財課が管理し、史跡協働管理事業の対象地となっています。

その県有緑地のうち、尾根のエリアでは地元の複数のボランティア団体が、神奈川県「県民参加による県有緑地保全活動に関する指針<sup>\*6</sup>」に基づいて、里山の景観を回復する活動

を行っていました。常盤山の尾根部はアズマネザサ、南斜面部ではマダケの侵入・拡大によって、歴史的風土保存特別地域に指定された当時の里山と広葉樹林の景観が著しく損なわれていました。その活動団体のうちの 하나가、林野庁の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を平成30年度に得て、竹林の整備をスタートしました。この交付金活動の実施期間は3年で、土地の所有者である県と交付金活動に関する協定を結んで実施するのですが、目標の達成が困難になった模様で、2年目に入って、当会に対して活動の参画について打診がありました。当会は史跡協働管理事業で「北条氏常盤亭跡」の緑地整備を実施していることから、常盤山県有緑地についても当会が関与すべきだと感じていたのでこれを受けて2年間の活動を実施した後、令和3年度には、独自で常盤山県有緑地の新たな竹林のエリアについて、県と協定を結び、令和5年度までの3か年の交付金の申請を行い「常盤山エリア竹林整備」として活動を行っています。県のみどり課および、この林野庁の交付金手続きの窓口となっている「まちむら交流きこう（一財）都市農山漁村交流活性化機構）」と交渉を持つことによって、県と林野庁関連の、緑の活動に対する様々な情報と支援を得ることができるようになりました。ここでも、活動の保険は市民活動補償制度の適用を受けることを前提にして、さらに社会福祉協議会のボランティア保険にも加入することにしました。

神奈川県立大船フラワーセンター<sup>\*7</sup>では、平成30年に、県の指定管理者制度に基づいて日比谷アメニス筆頭を筆頭に鎌倉市公園協会を含む4企業によるグループを指定管理者に指名して、運営の委託が行われました。この指定管理の業務で公園協会は園内の植物の管理を担当しており、ここにおいても市民の緑化意識の向上という考えが反映され、市民ボランティアの募集が行われて植物管理サポーターの活動が開始されました。当会に対してはある程度の植物管理の技能があるものとして、有償で管理作業のサポートを行ってはどうかという提案があり、これによって公園協会と「植物管理に関する協定」を結んで平成31年4月

から「大船フラワーセンターの植物管理事業」を開始しました。

こうした活動の広がりには、当会がNPO法人化をきっかけに、鎌倉市の市民活動支援制度とその活用によって新たな活動を実施する機会を得て、市民ボランティアの活動組織としてステップアップしたことが評価されたことによると考えます。

### 3.3 更なる活動内容の自主性について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民ボランティア活動の自粛、緑化啓発事業の延期があり、月2回の定例活動についての公園協会からの専任講師の派遣は中止となりました。また、市の行政組織の改編が令和4年4月に行われ、みどり課と公園課をみどり公園課とする統合が行われました。

この一連の変化は、当会にとって試練であったとはいえ、かえって活動の自主性と公園協会との連携強化につながりました。それまでは専任講師が活動日ごとに公園管理の作業内容を決め、それに従って作業を行っていたのですが、それを当会で自主的に企画して実施することになりました。公園協会は専任講師の代わりに若手の職員（公園管理運営士の資格を有している）を担当者として毎回派遣してくれるようになり、その担当者と相談しながら、月2回の定例活動のほかに、市内の公園で実施する自治会との協働活動などについても幅広く実施できるようになりました。

## 4 おわりに（今後の課題）

当会が自主活動の任意団体からNPO法人に移行したことを、当時のみどり課長は大変祝福してくれました。みどり課のデザインした施策であるレンジャー制度で、その成果が実態となったからだと思えます。

当会の構成会員においては、NPO法人の認証申請時において、企業での総務・マネジメント業務を経験した会員が中核メンバーとなって手続き事務を行い、NPO法人化後も、NPO法に基づく会計処理や監督官庁への報告義務を遺漏なく実施できました。また、同じメンバーによって、「史跡協働管理事業」や「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の申請手続きもスムーズに処理することができまし



**表2 みどりのボランティア活動団体としてのアクティビティの維持・向上のための自己評価**

(この評価項目と判定は筆者の観点から掲げたものであり、今後、当会の内部でさらに検討を重ねる必要があると考えます。)

NPO法人 鎌倉みどりのレンジャー みどりのボランティア活動団体としての アクティビティの維持・向上のための 評価項目	現在		5年後		10年後		備考 (根拠と対策など)
	判定	根拠	判定 (予想)	予想の 根拠	判定 (予想)	予想の 根拠	
<b>1 組織の継続</b>							
1.1 新しい会員の獲得	○		○	*1	○	*1	*1 レンジャー講座が継続される。
<b>1.2 法人組織の運営</b>							
1.2.1 NPO法の順守	○		○	*2	○	*2	*2 ルーティン化できる？
1.2.2 経理・税務	○		○	*2	○	*2	
1.2.3 活動企画	○		△		?		行政・民間の支援制度と仕組みを整理する。
1.2.4 マネジメント全般	△		△		△		
1.3 コアメンバーの育成	×		?		?		コアメンバー（理事、幹事メンバー）で議論する。
1.4 目的意識・存在意義の明確化	△		?		?		
<b>2 対外的な関係・社会的環境の親和性の維持</b>							
2.1 行政/公的機関	○		○		○		
2.2 他の活動団体との連携	△		△		△		実態を外部機関から評価してもらう必要がある。
2.3 社会的な問題の理解と対応	△		△		△		
<b>3 会員のモチベーションの維持・能力の活性化</b>							
<b>3.1 知識・技能の向上</b>							
3.1.1 植生・生物	△		△	*3	△	*3	
3.1.2 機材・道具・ロープワークなど	△		△		△		今後、会員にアンケートを出して対応を検討する。
3.1.3 アウトドア全般・危険予知	?		△		△		
3.2 知識・技能の継承	?		△		△		*3 アーカイブを作る。
3.3 知的興味の充足	?		△	*3	△	*3	
3.4 身体 の健康維持	△		△		△		

執筆者： 山内政敏 NPO法人鎌倉みどりのレンジャー代表理事

た。また、自主活動をスタートしてからNPO法人の設立に至るまでの約20年間の活動継続によって、その間に会員の中で植生の理解や植物の管理についての知識や実務能力の向上が図られ、それらの伝承がある程度行われて、活動の活力維持につながったと考えています。こうしたアクティビティの実施能力や知識・技術を今後も継続して維持・継承できるか、それをさらに発展させることができるかが、当会の、あるいは、市民活動としてみどりのボランティア活動を行う団体すべてにとっての課題であると考えます。

当会の活動が継続・発展するための条件を項目として掲げて、それらの達成の可能性を自己採点することで今後の課題を明らかにし、この稿のおわりといたします（表2参照）。

- \*1 ここでは昭和30年代以降の鎌倉市における急激な都市化と宅地開発による緑地の減少とそれに抗議する市民の運動についての行政の対応を、鎌倉市の緑行政として取り扱っている。
- \*2 都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくことをスプロールという。
- \*3 グリーンインフラとは、自然を構築して都市や気候の課題を解決するための「原料」を提供するネットワーク。自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする。

- \*4 鎌倉市市民活動団体と鎌倉市による相互提案協働事業は、市民防災部地域をつながり課と特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議よって制度化の検討が行われ、平成25年に「鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施に関する要綱」が施行された。それまでは、市民活動団体と市が協働で事業を行おうとする場合には、団体も担当課も協働の相手を自分で探し、直接交渉しながら事業を実施していました。
- \*5 鎌倉市市民活動補償制度実施要綱に基づき市民防災部地域をつながり課が所管している。
- \*6 神奈川県横須賀三浦地域総合県政センター環境部みどり課が平成29年6月に策定した。
- \*7 大船フラワーセンターは昭和37年、神奈川県農業試験場の跡地に、観賞植物の生産振興と花き園芸の普及のため開設された。

**著者略歴**

山内 政敏（やまうち・まさとし）

1963年愛知県生まれ。2000年に緑豊かで海のある鎌倉に憧れて引っ越し。家の近くの緑地が放置され里山荒廃を感じる中、2003年親子きこり体験に参加し市民の手で緑地整備をしていることを知る。子どもたちの元気な声が森の中から聞こえ、住民が身近なみどりにもっと親しめるように、また観光客のためにも三方山に囲まれた美しい街並みや海そして富士山など、緑地からの眺望を確保したいと思い2003年に緑のレンジャー・シニア講座を受講し、現在に至る。